



鳥取県公報

令和7年3月31日（月）
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（21）（家庭支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（22）（自然共生課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
	鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則 （23）（水環境保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則（24）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 17
	鳥取県会計規則の一部を改正する規則（25）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 21

公布された規則のあらまし

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正

ア 規則中引用する鳥取県青少年健全育成条例の条項を改める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正

本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務について定める規定中引用する鳥取県青少年健全育成条例の条項を改める。

(3) 施行期日は、公布の日とする(1)イの一部の事項を除き、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

海上運送法の一部が改正され、船舶運航事業の区分が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正

特別地区内において、知事の許可等を要さず、知事が指定する区域内で動船を使用することができる者の資格について定める規定の整理を行う。

(2) 鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正

特別地域内において、知事の許可等を要さず、知事が指定する区域内で動船を使用することができる者の資格について定める規定の整理を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方公営企業法施行令の一部が改正され、随意契約によることができる場合の基準額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 随意契約によることができる場合の契約金額を、次のとおり引き上げる。

契約の種類	改正後	改正前
ア 工事又は製造の請負	400万円	250万円
イ 財産の買入れ	300万円	160万円
ウ 物件の借入れ	150万円	80万円
エ 財産の売払い	100万円	50万円
オ 物件の貸付け	50万円	30万円
カ アからオまでに掲げるもの以外のもの	200万円	100万円

(2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

2級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）について、インターネットを利用する方法で一般の閲覧に供することとする等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建築士名簿並びに1級建築士事務所登録簿、2級建築士事務所登録簿及び木造建築士事務所登録簿について、インターネットを利用する方法で一般の閲覧に供することとする。
- (2) 建築士名簿の登録事項から「生年月日」を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 地方自治法施行令の一部が改正され、随意契約によることができる場合の基準額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 行政組織等の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 随意契約によることができる場合の契約金額を、次のとおり引き上げる。

契約の種類	改正後	改正前
ア 工事又は製造の請負	400万円	250万円
イ 財産の買入れ	300万円	160万円
ウ 物件の借入れ	150万円	80万円
エ 財産の売払い	100万円	50万円
オ 物件の貸付け	50万円	30万円
カ アからオまでに掲げるもの以外のもの	200万円	100万円

- (2) 県の内部組織等の見直し等に伴い、所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

規 則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県青少年健全育成条例施行規則(昭和56年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(青少年健全育成協力員)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員(以下「健全育成協力員」という。)を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の実態の把握(条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。)を行うこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 条例第11条第4項に定める<u>玩具刃物類</u>の販売、頒布、貸付け又は交換</p> <p>エ～カ 略</p> <p>キ 条例第12条の4第1項及び第2項に定める事業者の説明</p> <p>ク・ケ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の説明すべき事項等)</p> <p>第6条の2 条例第12条の4第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例第12条の4第1項第3号に規定する規則で定める場合は、インターネットを利用して閲覧し、又は視聴することができる情報の種類が有害情報を含まないものに限定されている機器の場合とする。</p> <p>(携帯電話インターネット接続業務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項)</p> <p>第6条の3 条例第12条の4第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(青少年健全育成協力員)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員(以下「健全育成協力員」という。)を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の実態の把握(条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。)を行うこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 条例第11条第4項に定める<u>がん具刃物類</u>の販売、頒布、貸付け又は交換</p> <p>エ～カ 略</p> <p>キ 条例第12条の3第1項及び第2項に定める事業者の説明</p> <p>ク・ケ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の説明すべき事項等)</p> <p>第6条の2 条例第12条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例第12条の3第1項第3号に規定する規則で定める場合は、インターネットを利用して閲覧し、又は視聴することができる情報の種類が有害情報を含まないものに限定されている機器の場合とする。</p> <p>(携帯電話インターネット接続業務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項)</p> <p>第6条の3 条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

<p>(1) <u>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第14条各号に掲げる事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、<u>条例第12条の4第3項</u>に規定する書面又は電磁的記録を提出する必要があること。</p> <p>(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)</p> <p>第6条の4 <u>条例第12条の4第3項</u>に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>条例第12条の4第3項</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(図書類又は<u>玩具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第7条 <u>条例第12条の5第1項</u>の規定による図書類又は<u>玩具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第12条の5第2項</u>の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。</p> <p>3 <u>条例第12条の5第2項</u>の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。</p> <p>4 <u>条例第12条の5第3項</u>の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。</p> <p>5 <u>条例第12条の5第5項</u>の規定による表示票の再交付の申請は、様式第8号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(自動販売機による利用カードの販売の届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>条例第17条の3第3項</u>において準用する<u>条例第12条の5第3項</u>の規則で定める表示票は、様式第12号によるものとする。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、<u>条例第12条の3第3項</u>に規定する書面又は電磁的記録を提出する必要があること。</p> <p>(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)</p> <p>第6条の4 <u>条例第12条の3第3項</u>に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>条例第12条の3第3項</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(図書類又は<u>がん具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出等)</p> <p>第7条 <u>条例第12条の4第1項</u>の規定による図書類又は<u>がん具刃物類</u>の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。</p> <p>2 <u>条例第12条の4第2項</u>の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。</p> <p>3 <u>条例第12条の4第2項</u>の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。</p> <p>4 <u>条例第12条の4第3項</u>の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。</p> <p>5 <u>条例第12条の4第5項</u>の規定による表示票の再交付の申請は、様式第8号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(自動販売機による利用カードの販売の届出)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>条例第17条の3第3項</u>において準用する<u>条例第12条の4第3項</u>の規則で定める表示票は、様式第12号によるものとする。</p>
---	---

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の5第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第13号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜粋）
 （青少年健全育成協力員）
 第9条の2 略
 鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜粋）
 （青少年健全育成協力員）
 第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。
 （1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。
 ア・イ 略
 ウ 条例第11条第4項に定める玩具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換
 エ～カ 略
 キ 条例第12条の4第1項及び第2項に定める事業者の説明
 ク・ケ 略
 （2）～（4） 略
 2～7 略

様式第3号（第7条関係）

（表）

年 月 日

職 氏 名 様

届出者
 住所
 氏名
 電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所
 の所在地、名称、代表者
 の氏名及び電話番号〕

5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の4第5項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第13号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
 （青少年健全育成協力員）
 第9条の2 略
 鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）
 （青少年健全育成協力員）
 第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。
 （1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。
 ア・イ 略
 ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換
 エ～カ 略
 キ 条例第12条の3第1項及び第2項に定める事業者の説明
 ク・ケ 略
 （2）～（4） 略
 2～7 略

様式第3号（第7条関係）

（表）

年 月 日

職 氏 名 様

届出者
 住所
 氏名
 電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所
 の所在地、名称、代表者
 の氏名及び電話番号〕

<p>図 書 類 <u>玩具刃物類</u> の自動販売機等の設置届</p> <p>図 書 類 <u>玩具刃物類</u> の自動販売機等を設置するの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の5第1 項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
略	
<p>収納図書類又は玩 <u>具刃物類</u>の種類</p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>玩具刃物類</u> (1) <u>玩具類</u> ア <u>性的玩具</u> () イ 略 (2)・(3) 略</p>
<p>注 該当番号を○で囲み、<u>玩具刃物類</u>については、その種類又は名称を記入すること（枠内に収まらない場合は裏面に記入すること。）。 添付書類 略</p>	

(裏)

<p><u>玩具刃物類</u>の種類又は名称</p> <p><u>玩具類</u> (1) <u>性的玩具</u> 略 (2) 略 刃物類・その他 略</p>	
--	--

様式第4号（第7条関係）

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

略	
<p>自動販売機等 への収納図書 類等</p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>玩具刃物類</u> (1) <u>玩具類</u> ア <u>性的玩具</u> () イ 略 (2)・(3) 略</p>

注 該当番号を○で囲み、玩具刃物類については、その種類又は名称を記入すること（枠内に収まらない場合は裏面に記入すること。）。

<p>図 書 類 <u>がん具刃物類</u> の自動販売機等の設置届</p> <p>図 書 類 <u>がん具刃物類</u> の自動販売機等を設置するの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第1 項の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
略	
<p>収納図書類又はが <u>ん具刃物類</u>の種類</p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>がん具刃物類</u> (1) <u>がん具類</u> ア <u>性的がん具</u> () イ 略 (2)・(3) 略</p>
<p>注1 該当番号を○で囲み、<u>がん具刃物類</u>につ いては、その種類又は名称を記入すること （枠内に収まらない場合は裏面に記入する こと。）。 2 氏名を自署する場合には、押印を省略す ることができる。 添付書類 略</p>	

(裏)

<p><u>がん具刃物類</u>の種類又は名称</p> <p><u>がん具類</u> (1) <u>性的がん具</u> 略 (2) 略 刃物類・その他 略</p>	
---	--

様式第4号（第7条関係）

(表)

自動販売機等管理者就任承諾書

略	
<p>自動販売機等 への収納図書 類等</p>	<p>1 略</p> <p>2 <u>がん具刃物類</u> (1) <u>がん具類</u> ア <u>性的がん具</u> () イ 略 (2)・(3) 略</p>

注 該当番号を○で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること（枠内に収まらない場合は裏面に記入すること。）。

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例（抜粋）
（有害図書類又は有害玩具刃物類の自動販売機等への収納の禁止）

第17条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は玩具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又は玩具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害玩具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくは玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

第6章 罰則

第26条 略

2～4 略

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

6～9 略

私は、上記の自動販売機等について、下記に掲げる鳥取県青少年健全育成条例の規定を承知し、自動販売機等管理者としての義務を履行することを承諾します。

鳥取県青少年健全育成条例（抜粋）
（有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止）

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

第6章 罰則

第26条 略

2～4 略

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかった者

(3) 略

6～9 略

年 月 日
自動販売機等設置者
住所
氏名 様

住所
氏名 ㊟
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

注 略
(裏)

玩具刃物類の種類又は名称 玩具類 (1) 性的玩具 略 (2) 略 刃物類・その他 略
--

様式第5号(第7条関係)

年 月 日 職 氏 名 様 届出者 住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号〕
図 書 類 玩具刃物類 の自動販売機等の設置届出事 項変更届 図 書 類 玩具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項 を 変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育 成条例第12条の5第2項の規定により次のとお り届け出ます。 略 注 変更事項が複数あるときは、変更事項ごと に別葉とすること。
添付書類 略

年 月 日
自動販売機等設置者
住所
氏名 様

住所
氏名 ㊟
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名
及び電話番号〕

注 略
(裏)

がん具刃物類の種類又は名称 がん具類 (1) 性的がん具 略 (2) 略 刃物類・その他 略

様式第5号(第7条関係)

年 月 日 職 氏 名 様 届出者 住所 氏名 ㊟ 電話番号 〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号〕
図 書 類 がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事 項変更届 図 書 類 がん具刃物類 の自動販売機等の設置届出事項 を 変更した(する)ので、鳥取県青少年健全育 成条例第12条の4第2項の規定により次のとお り届け出ます。 略 注1 変更事項が複数あるときは、変更事項ご とに別葉とすること。 2 氏名を自署する場合には、押印を省略す ることができる。 添付書類 略

様式第6号（第7条関係）

年 月 日
職 氏 名 様
届出者
住所
氏名
電話番号
〔法人にあつては、主たる事務 所の所在地、名称、代表者の 氏名及び電話番号〕
図 書 類 <u>玩具刃物類</u> の自動販売機等の廃止届
図 書 類 <u>玩具刃物類</u> の自動販売機等を廃止したの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の5第2 項の規定により次のとおり届け出ます。
略

様式第6号（第7条関係）

年 月 日
職 氏 名 様
届出者
住所
氏名 ㊟
電話番号
〔法人にあつては、主たる事務 所の所在地、名称、代表者の 氏名及び電話番号〕
図 書 類 <u>がん具刃物類</u> の自動販売機等の廃止届
図 書 類 <u>がん具刃物類</u> の自動販売機等を廃止したの で、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4第2 項の規定により次のとおり届け出ます。
略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略すること
ができる。

様式第7号（第7条関係）

図書類自動販売機等の表示票	
略	
自動販売機等管理者	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 児童販売機等管理者については、次のとおりです。 1 略 2 自動販売機等に収納されている図書類又は玩具刃物類について、鳥取県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）により、有害図書類又は有害玩具刃物類の指定があったとき、又は有害図書類又は有害玩具刃物類の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又は玩具刃物類を除去することのできる者であること。 </div>
略	
<p>条例第17条第1項の規定により、この自動販売機等には、有害図書類又は有害玩具刃物類を収納できません。</p> <p>条例第17条第2項の規定により、図書類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は玩具刃物類について有害図書類又は有害玩具刃物類の指定があったときは、当該図書類又は玩具刃物類を直ちに除去しなければなりません。</p> <p>これらの規定に違反した場合は、有害図書類又は有害玩具刃物類の除去命令のほか、自動販売機等の営業停止や撤去を命令することがあります。</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 （※連絡先： ）</p>	

注1 略

- 玩具刃物類の自動販売機等の届出であるときは、「玩具刃物類自動販売機等の表示票」とするなど、所要の調整をして使用すること。

様式第7号（第7条関係）

図書類自動販売機等の表示票	
略	
自動販売機等管理者	住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 法人の代表者名 電話番号 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 児童販売機等管理者については、次のとおりです。 1 略 2 自動販売機等に収納されている図書類又はがん具刃物類について、鳥取県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）により、有害図書類又は有害がん具刃物類の指定があったとき、又は有害図書類又は有害がん具刃物類の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又はがん具刃物類を除去することのできる者であること。 </div>
略	
<p>条例第17条第1項の規定により、この自動販売機等には、有害図書類又は有害がん具刃物類を収納できません。</p> <p>条例第17条第2項の規定により、図書類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について有害図書類又は有害がん具刃物類の指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければなりません。</p> <p>これらの規定に違反した場合は、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去命令のほか、自動販売機等の営業停止や撤去を命令することがあります。</p> <p style="text-align: right;">鳥取県 （※連絡先： ）</p>	

注1 略

- がん具刃物類の自動販売機等の届出であるときは、「がん具刃物類自動販売機等の表示票」とするなど、所要の調整をして使用すること。

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の
氏名及び電話番号〕

図 書 類 の自動販売機等の表示票の再
玩具刃物類

交付申請書

図 書 類 自動販売機等の表示票につい
玩具刃物類

て、鳥取県青少年健全育成条例第12条の5 第5
項の規定により、次のとおり再交付を申請しま
す。

略	
収納図書類 又は玩具刃 物類の種類	1 略 2 玩具刃物類 (1) 玩具類 ア 性的玩具 () イ 略 (2)・(3) 略
略	

注 該当番号を○で囲み、玩具刃物類については、その種類又は名称を記入すること（枠内に収まらない場合は、裏面に記入すること。）。

様式第13号（第10条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の
氏名及び電話番号〕

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名 ㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の
氏名及び電話番号〕

図 書 類 の自動販売機等の表示票の再
がん具刃物類

交付申請書

図 書 類 自動販売機等の表示票につい
がん具刃物類

て、鳥取県青少年健全育成条例第12条の4 第5
項の規定により、次のとおり再交付を申請しま
す。

略	
収納図書類 又はがん具 刃物類の種 類	1 略 2 がん具刃物類 (1) がん具類 ア 性的がん具 () イ 略 (2)・(3) 略
略	

注1 該当番号を○で囲み、がん具刃物類については、その種類又は名称を記入すること（枠内に収まらない場合は、裏面に記入すること。）。
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第13号（第10条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所

氏名 ㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の
氏名及び電話番号〕

<p>利用カード自動販売機の表示票の再交付申請書</p> <p>利用カード自動販売機の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第3項において準用する同条例第12条の5第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。</p> <p>略</p>	<p>利用カード自動販売機の表示票の再交付申請書</p> <p>利用カード自動販売機の表示票について、鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第3項において準用する同条例第12条の4第5項の規定により、次のとおり再交付を申請します。</p> <p>略</p> <p><u>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>
---	--

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～17 略</p> <p>18 条例第2条第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号) <u>第12条の5第1項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(2) 鳥取県青少年健全育成条例<u>第12条の5第2項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～17 略</p> <p>18 条例第2条第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号) <u>第12条の4第1項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(2) 鳥取県青少年健全育成条例<u>第12条の4第2項</u>の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県青少年健全育成条例施行規則第3条第1項第1号ウの改正規定、第7条の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定(「第12条の4第1項」を「第12条の5第1項」に改める部分を除く。)、様式第1号の改正規定(「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める部分を除く。)、様式第3号の改正規定(「第12条の4第1項」を「第12条の5第1項」に改める部分を除く。)、様式第4号の改正規定、様式第5号の改正規定(「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める部分を除く。)、様式第6号の改正規定(「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める部分を除く。)、様式第8号の改正規定(「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改める部分を除く。)及び様式第13号の改正規定(「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県自然環境保全条例施行規則及び鳥取県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県自然環境保全条例施行規則(昭和50年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2(第17条、第19条、第31条関係) (1)～(7) 略 (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの ア～キ 略 ク 海上運送法(昭和24年法律第187号) <u>第3条第1項</u> の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、 <u>同法第21条第1項</u> の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、 <u>同法第22条第1項</u> の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 ケ 略 (9)・(10) 略	別表第2(第17条、第19条、第31条関係) (1)～(7) 略 (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの ア～キ 略 ク 海上運送法(昭和24年法律第187号) <u>第3条</u> の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、 <u>同法第20条</u> の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 ケ 略 (9)・(10) 略

(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県立自然公園条例施行規則(平成6年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第15条関係) (1)～(9) 略 (10) 条例第11条第3項第13号の規定により知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの ア～コ 略 サ 海上運送法(昭和24年法律第187号) <u>第3条第1項</u> の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、 <u>同法第21条第1項</u> の規定に	別表第1(第15条関係) (1)～(9) 略 (10) 条例第11条第3項第13号の規定により知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの ア～コ 略 サ 海上運送法(昭和24年法律第187号) <u>第3条</u> の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、 <u>同法第20条</u> の規定により不定期航

<p>より旅客不定期航路事業の許可を受けた者、 同法第22条第1項の規定により一般不定期航 路事業の登録を受けた者又は同法第23条第1 項の規定により貨物専用不定期航路事業の届 出をした者が当該事業を営むために動力船を 使用すること。</p> <p>シ 略 (11)・(12) 略</p>	<p>路事業の届出をした者又は同法第21条の規定 により旅客不定期航路事業の許可を受けた者 が当該事業を営むために動力船を使用するこ と。</p> <p>シ 略 (11)・(12) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(鳥取県自然環境保全条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号。以下「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第1条の規定による改正後の鳥取県自然環境保全条例施行規則別表第2第8号クの規定を適用する。
- 3 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第3条の規定（改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第1条の規定による改正後の鳥取県自然環境保全条例施行規則別表第2第8号クの規定を適用する。
(鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正法附則第3条第2項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第21条第1項の許可を受けた者とみなして、第2条の規定による改正後の鳥取県立自然公園条例施行規則別表第1第10号サの規定を適用する。
- 5 改正法附則第6条第5項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第22条第1項の登録を受けた者とみなして、第2条の規定による改正後の鳥取県立自然公園条例施行規則別表第1第10号サの規定を適用する。

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県天神川流域下水道事業財務規則（令和2年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(随意契約によることができる場合の契約金額) 第46条 令第21条の13第1項第1号に規定する予定 価格の額は、次のとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>400万円</u> (2) 財産の買入れ <u>300万円</u> (3) 物件の借入れ <u>150万円</u> (4) 財産の売払い <u>100万円</u> (5) 物件の貸付け <u>50万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u>	(随意契約によることができる場合の契約金額) 第46条 令第21条の13第1項第1号に規定する予定 価格の額は、次のとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>250万円</u> (2) 財産の買入れ <u>160万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 物件の貸付け <u>30万円</u> (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録事項)</p> <p>第3条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置くとともに、<u>インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</u></p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第10条の12 名簿は、鳥取県指定登録機関の定める場所に備え置くとともに、<u>インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</u></p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 法第23条の3第1項に規定する登録簿（以下「登録簿」という。）は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置くとともに、<u>インターネットを利用して一般の閲覧に供する。</u></p> <p><u>2 法第23条の9各号に掲げる書類（前項の書類を除く。）は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。</u></p> <p>(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)</p> <p>第30条 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「鳥取県指定事務所登録機関」という。）が同項の規定により事務所登録等事務を行う場合においては、第26条から前条までの規定にかかわらず、次条から第34条までの規定による</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第3条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名及び生年月日</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第7条 名簿は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて<u>閲覧に供する。</u></p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第10条の12 名簿は、鳥取県指定登録機関の定める場所に備え置いて<u>閲覧に供する。</u></p> <p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 法第23条の9各号に掲げる書類は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて<u>閲覧に供する。</u></p> <p>(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)</p> <p>第30条 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「鳥取県指定事務所登録機関」という。）が同項の規定により事務所登録等事務を行う場合においては、第26条から第29条までの規定にかかわらず、次条から第34条までの規定による</p>

ものとする。

(登録簿等の閲覧)

第34条 登録簿は、鳥取県指定事務所登録機関の定める場所に備え置くとともに、インターネットを利用して一般の閲覧に供する。

2 法第26条の3第1項に規定する国土交通省で定める書類は、鳥取県指定事務所登録機関の定める場所に備え置いて閲覧に供する。

3 法第23条の9各号に掲げる書類（前2項の書類を除く。）は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。

第1号書式（第1条関係）

2級 木造 建築士免許申請書
<p style="text-align: center;">2級</p> <p>私は、木造 建築士の免許を受けたいので本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名.....</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 様</p>
略

注1・2 略

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

第1号の2書式（第1条関係）

実務経歴書

[記入注意] 略

<p style="text-align: center;">2級</p> <p>私は、木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴書を提出し</p>

るものとする。

(登録簿等の閲覧)

第34条 法第23条の3第1項に規定する登録簿及び法第26条の3第1項に規定する国土交通省令で定める書類は、鳥取県指定事務所登録機関の定める場所に備え置いて閲覧に供する。

2 法第23条の9各号に掲げる書類（前項の書類を除く。）は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課及び所管事務所に備え置いて閲覧に供する。

第1号書式（第1条関係）

2級 木造 建築士免許申請書
<p style="text-align: center;">2級</p> <p>私は、木造 建築士の免許を受けたいので本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名.....[㊞]</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 様</p>
略

注1・2 略

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略

第1号の2書式（第1条関係）

実務経歴書

[記入注意] 略

<p style="text-align: center;">2級</p> <p>私は、木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴書を提出し</p>

ます。
 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
 年 月 日 氏名
 鳥取県知事 様

略

第1号の3書式（第1条関係）
 実務経歴証明書
 年 月 日
 鳥取県知事 様
 証明者
 住所・所在地
 電話番号
 免許申請者との関係

下記の者が申請した^{2級}建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、^{木造}事実と相違ないことを証明します。

記
 1・2 略

第4号書式（第14条関係）
^{2級}建築士試験受験申込書（学科、建築設計製木造図）

^{2級}木造 建築士試験を受けたので、関係書類を添えて申し込みます。
 なお、私は、この申込書及び実務経歴書に記載した事項が真実であり、かつ、正確であることを誓います。
 年 月 日
 氏名
 職 氏名 様

略

私は、下記の^{2級}木造建築士試験の学科の試験に合格しておりますので、今回の学科の試験を免除していただきますよう申請します。
 年 月 日
 氏名
 職 氏名 様

略

注意 略

ます。
 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。
 年 月 日 氏名 印
 鳥取県知事 様

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第1号の3書式（第1条関係）
 実務経歴証明書
 年 月 日
 鳥取県知事 様
 証明者 印
 住所・所在地
 電話番号
 免許申請者との関係

下記の者が申請した^{2級}建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、^{木造}事実と相違ないことを証明します。

記
 1・2 略

第4号書式（第14条関係）
^{2級}建築士試験受験申込書（学科、建築設計製木造図）

^{2級}木造 建築士試験を受けたので、関係書類を添えて申し込みます。
 なお、私は、この申込書及び実務経歴書に記載した事項が真実であり、かつ、正確であることを誓います。
 年 月 日
 氏名
 (署名)
 職 氏名 様

略

私は、下記の^{2級}木造建築士試験の学科の試験に合格しておりますので、今回の学科の試験を免除していただきますよう申請します。
 年 月 日
 氏名
 (署名)
 職 氏名 様

略

注意 略

--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(徴収又は収納の委託の検査)</p> <p>第26条の2 会計管理者は、前条第1項の規定により委託を受けた者について、法第243条の2第8項に規定する検査を行うときは、会計管理部、<u>令和の改新戦略本部</u>税務課、県税事務所（鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条の規定により設置された県税事務所をいう。）又は委託事務を所管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命ずる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(随意契約によることができる場合の契約金額)</p> <p>第135条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;"><u>400万円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>300万円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>150万円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;"><u>100万円</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td> </tr> <tr> <td>(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>200万円</u></td> </tr> </table> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>令和の改新戦略本部</u>政</td> <td style="text-align: center;">令和の改新戦略本部政策戦略局東京本部の課長補佐</td> </tr> </table>	(1) 工事又は製造の請負	<u>400万円</u>	(2) 財産の買入れ	<u>300万円</u>	(3) 物件の借入れ	<u>150万円</u>	(4) 財産の売払い	<u>100万円</u>	(5) 物件の貸付け	<u>50万円</u>	(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	<u>200万円</u>	<u>令和の改新戦略本部</u> 政	令和の改新戦略本部政策戦略局東京本部の課長補佐	<p>(徴収又は収納の委託の検査)</p> <p>第26条の2 会計管理者は、前条第1項の規定により委託を受けた者について、法第243条の2第8項に規定する検査を行うときは、会計管理部、<u>政策戦略本部</u>税務課、県税事務所（鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条の規定により設置された県税事務所をいう。）又は委託事務を所管する部若しくは機関の職員のうちから検査員を命ずる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(随意契約によることができる場合の契約金額)</p> <p>第135条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: right;"><u>250万円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>160万円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 物件の借入れ</td> <td style="text-align: right;"><u>80万円</u></td> </tr> <tr> <td>(4) 財産の売払い</td> <td style="text-align: right;"><u>50万円</u></td> </tr> <tr> <td>(5) 物件の貸付け</td> <td style="text-align: right;"><u>30万円</u></td> </tr> <tr> <td>(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;"><u>100万円</u></td> </tr> </table> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>政策戦略本部</u>政策戦略</td> <td style="text-align: center;">政策戦略本部政策戦略局東京本部の課長補佐</td> </tr> </table>	(1) 工事又は製造の請負	<u>250万円</u>	(2) 財産の買入れ	<u>160万円</u>	(3) 物件の借入れ	<u>80万円</u>	(4) 財産の売払い	<u>50万円</u>	(5) 物件の貸付け	<u>30万円</u>	(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>	<u>政策戦略本部</u> 政策戦略	政策戦略本部政策戦略局東京本部の課長補佐
(1) 工事又は製造の請負	<u>400万円</u>																												
(2) 財産の買入れ	<u>300万円</u>																												
(3) 物件の借入れ	<u>150万円</u>																												
(4) 財産の売払い	<u>100万円</u>																												
(5) 物件の貸付け	<u>50万円</u>																												
(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	<u>200万円</u>																												
<u>令和の改新戦略本部</u> 政	令和の改新戦略本部政策戦略局東京本部の課長補佐																												
(1) 工事又は製造の請負	<u>250万円</u>																												
(2) 財産の買入れ	<u>160万円</u>																												
(3) 物件の借入れ	<u>80万円</u>																												
(4) 財産の売払い	<u>50万円</u>																												
(5) 物件の貸付け	<u>30万円</u>																												
(6) (1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>																												
<u>政策戦略本部</u> 政策戦略	政策戦略本部政策戦略局東京本部の課長補佐																												

策 略 局 東 京 本 部	
令 和 の 改 新 戦 略 本 部 政 策 戦 略 局 関 西 本 部	令 和 の 改 新 戦 略 本 部 政 策 戦 略 局 関 西 本 部 の 課 長 補 佐
略	
地 域 社 会 振 興 部 美 術 館	地 域 社 会 振 興 部 美 術 館 の 課 長 補 佐
略	
教 育 委 員 会 事 務 局 生 徒 支 援 ・ 教 育 相 談 セ ン タ ー	教 育 委 員 会 事 務 局 生 徒 支 援 ・ 教 育 相 談 セ ン タ ー の 参 事

局 東 京 本 部	
政 策 戦 略 本 部 政 策 戦 略 局 関 西 本 部	政 策 戦 略 本 部 政 策 戦 略 局 関 西 本 部 の 課 長 補 佐
略	
地 域 社 会 振 興 部 美 術 館	地 域 社 会 振 興 部 美 術 館 の 課 長 補 佐
生 活 環 境 部 自 然 共 生 社 会 局 山 陰 海 岸 ジ オ パ ー ク 海 と 大 地 の 自 然 館	生 活 環 境 部 自 然 共 生 社 会 局 山 陰 海 岸 ジ オ パ ー ク 海 と 大 地 の 自 然 館 の 課 長 補 佐
略	
教 育 委 員 会 事 務 局 い じ め ・ 不 登 校 総 合 対 策 セ ン タ ー	教 育 委 員 会 事 務 局 い じ め ・ 不 登 校 総 合 対 策 セ ン タ ー の 参 事

別表第1 (第2条、第5条関係)

機 関	職
略	
鳥 取 県 東 部 地 域 振 興 事 務 所	課 長 補 佐
略	
鳥 取 県 犯 罪 被 害 者 総 合 サ ポ ー ト セ ン タ ー	課 長 補 佐
山 陰 海 岸 ジ オ パ ー ク 海 と 大 地 の 自 然 館	課 長 補 佐 又 は 係 長
略	
鳥 取 県 園 芸 試 験 場	(1) 課 長 補 佐 (2) 果 樹 研 究 室 長 (3) 野 菜 研 究 室 長 (4) 花 き 研 究 室 長 (5) 環 境 研 究 室 長 (6) 砂 丘 地 農 業 研 究 セ ン タ ー 所 長 (7) 弓 浜 砂 丘 地 分 場 長

別表第1 (第2条、第5条関係)

機 関	職
略	
鳥 取 県 東 部 地 域 振 興 事 務 所	課 長 補 佐
鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	次 長
略	
鳥 取 県 犯 罪 被 害 者 総 合 サ ポ ー ト セ ン タ ー	課 長 補 佐
略	
鳥 取 県 園 芸 試 験 場	(1) 課 長 補 佐 (2) 果 樹 研 究 室 長 (3) 野 菜 研 究 室 長 (4) 花 き 研 究 室 長 (5) 環 境 研 究 室 長 (6) 砂 丘 地 農 業 研 究 セ ン タ ー 所 長 (7) 弓 浜 砂 丘 地 分 場 長

	(8) 日南試験地長
略	

別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
令和の改新 戦略本部政 策戦略局名 古屋代表部	略
令和の改新 戦略本部税 務課	1～3 略 4 指定納付受託者へ支払う事務 取扱手数料の繰替払に関する事 務（令和の改新戦略本部税務課 の所掌する事務に係るものに限 る。）
輝く鳥取創 造本部とっ とり暮らし 推進局人口 減少社会対 策課	鳥取県基金条例（平成19年鳥取県 条例第10号）別表第1の23の項に 掲げる基金に係る寄附金の収納事 務
男女協働未 来創造本部 未来創造課	現金（基金に属する現金を除 く。）の収納及び保管に関する事 務
略	
総務部総合 事務センタ 一庶務集中 課	1 略 2 とっとり電子申請サービスを使 用して納付された歳入金（ <u>マル チペイメントネットワークを 利用して納付された再入金を除 く。</u> ）の収納に関する事務 3～5 略
略	
生活環境部 自然共生社 会局自然共 生課	日本一の鳥取砂丘を守り育て る条例（平成20年鳥取県条例第 64号）第14条に規定する過料の

	(8) 日南試験地長
鳥取県鳥獣対策センタ ー	課長補佐
略	

別表第2 (第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

区分	委任事務
政策戦略本 部政策戦略 局名古屋代 表部	略
政策戦略本 部税務課	1～3 略 4 指定納付受託者へ支払う事務 取扱手数料の繰替払に関する事 務（政策戦略本部税務課の所掌 する事務に係るものに限る。）
輝く鳥取創 造本部とっ とり暮らし 推進局人口 減少社会対 策課	鳥取県基金条例（平成19年鳥取県 条例第10号）別表第1の23の項に 掲げる基金に係る寄附金の収納事 務
略	
総務部総合 事務センタ 一庶務集中 課	1 略 2 とっとり電子申請サービスを使 用してクレジットカードによ り納付された歳入金の収納に関 する事務 3～5 略
略	
生活環境部 自然共生社 会局自然共 生課	1 鳥取県手数料徴収条例第2条 第1項第236号及び第237号に規 定する手数料並びに鳥取県税条 例第3条第2号アに規定する狩 猟税の収納事務 2 日本一の鳥取砂丘を守り育て る条例（平成20年鳥取県条例第 64号）第14条に規定する過料の

収納に関する事務	
略	
農林水産部 農業振興局 生産振興課	講習会の資料代の収納事務
農林水産部 農業振興局 鳥獣対策課	鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第236号及び第237号に規定する手数料並びに鳥取県税条例第3条第2号アに規定する狩猟税の収納事務
略	
教育委員会 事務局特別 支援教育課	鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
令和の改新 戦略本部政 策戦略局東 京本部	略
令和の改新 戦略本部政 策戦略局関 西本部	略
略	

別表第3（第38条の2関係）

支出負担行為等の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
1～5 略			
6 旅費	支出決定のとき。	支出しようとする額	請求書又は職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事

収納に関する事務	
略	
農林水産部 農業振興局 生産振興課	講習会の資料代の収納事務
略	
教育委員会 事務局特別 支援教育課	鳥取県教育職員免許法認定講習会に係る資料代の収納事務
教育委員会 事務局社会 教育課	県民カレッジの資料代の収納事務
略	

2 分任出納員に委任させる事務

区分	委任事務
政策戦略本 部政策戦略 局東京本部	略
政策戦略本 部政策戦略 局関西本部	略
略	

別表第3（第38条の2関係）

支出負担行為等の整理区分表

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
1～5 略			
6 旅費	支出決定のとき。	支出しようとする額	請求書又は職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事

7～23 略		委員会規則 第25号) 第 <u>10条第1項</u> の表の右欄 に定める事 項を記載し た書類	7～23 略		委員会規則 第25号) 第 <u>10条</u> の表の 右欄に定め る事項を記 載した書類
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。